

# 健康

## からだの動きが 気になる子どもの 発育相談会

手足や体の動きがちょっと気になる、まだ歩けない等、子どもの発育に不安のある方は、気軽においでください。

とき 11月14日(木)午前9時30分(予約制)

ところ この発達センターひいらぎ(住吉福祉会館内)

相談員 若狭三郎(ひいらぎ機能訓練担当・作業療法士)

申込 ひいらぎまで電話でこの発達センターひいらぎ(☎22・9897)

## 高脂血症予防 講演会

コレステロールや中性脂肪が気になる方へ

とき 12月3日(火)午後1時30分~3時30分

ところ 田無総合福祉センター

定員 50人  
講師 野田汎先生(田無医師会)

申込 直接会場へお越しください。

## 予高防脂 教血室症

健康推進課(☎内線2366)

とき・内容 3日間コース

1日目 12月3日(火)午後1時30分~4時30分

2日目 12月9日(月)午前9時30分~正午

3日目 12月17日(火)午後1時30分~4時

対象 今年度の基本健康診査を受けた方または1年以内に医療機関等で健康診査を受けている方

申込 はがきに、住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号を明記し、11月9日(消印有効)までに〒202 8555 西東京市役所保谷庁舎健康推進課「高脂血症予防教室」係へ健康推進課(☎内線2366)

市では、地域で不安なく出産し、楽しく育児できることをお手伝いするために、助産師や保健師による訪問を行っています。

対象 初めて妊娠、出産した方および新生児(生後60日まで)。ただし、第2子以降でも、ご希望の方には訪問します。出生通知票(母と子の保健バッグに同封)を郵送してください。

巡回健康相談  
とき・ところ 25日(月)午後1時30分~3時  
内容 医師・栄養士による相談

市内在住者が対象です。健康よす相談  
とき・ところ 20日(水)午後1時30分~3時  
内容 医師による相談

## 11月の健康相談・栄養相談

市内在住者が対象です。健康よす相談

とき・ところ 18日(月)午後1時30分~3時  
内容 医師による相談

とき・ところ 27日(水)午前9時30分~11時30分  
内容 医師・栄養士による相談

とき・ところ 25日(月)午後1時30分~3時  
内容 医師・栄養士による相談

とき・ところ 20日(水)午後1時30分~3時  
内容 医師による相談

とき・ところ 25日(月)午後1時30分~3時  
内容 医師・栄養士による相談

## 介護保険 Q&A

### 介護保険の給付制限について

Q 現在、介護サービスを利用しているませんが、保険料を支払う必要はあるのですか。

A 介護保険は、介護を必要とする人とその家族を、社会全体で支えていくためにつくられた制度で、介護サービスに要する費用の約半分を保険料で賄います。この保険料を皆さんに納めていただくことで介護を必要の方に、適切なサービスを提供することができるとです。

現在、介護サービスを利用していても、保険料を納めていただかないと、今後介護サービスが必要となったときに『給付制限』という保険給付の措置を受けることとなります。

Q 給付制限とは

A 納期限を過ぎても保険料を納めていただけない場合に、次のような制限があります。

納期限から1年が経過した場合：サービスを利用したとき、いったん全額を自己負担し、市に申請することにより9割分が払い戻される方法(償還払い)となります。

納期限から1年6か月が経過した場合：サービスを利用したときに、全額を自己負担し、給付される9割分が差し止められます。さらに滞納していると、差し止めされている保険給付額から滞納している保険料額が控除(差し引き)されます。

納期限から2年が経過した場合：滞納した期間に心じて、サービスを利用したときの自己負担額が1割から3割に引き上げられます。また、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

介護保険課(☎内線2321~2323)

## 障害基礎年金・遺族基礎年金を ご存知ですか

障害基礎年金  
病気やけがで障害者になったとき

原則として、国民年金に加入中に初診日のある病気やけがで、障害者になった時に支給されます。

なお、20歳になる前に初診日がある病気やけがが原因で障害者になった場合は、所得制限がありませんが、20歳から年金が受けられます。

加入期間の3分の2以上保険料納付期間が必要です  
加入期間のうち、保険料を納めた期間と保険料の免除を受けた期間を合わせた期間が3分の2以上必要です。ただし、平成18年4月1日以前に亡くなった場合は、死亡日の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければよいことになっています。

遺族基礎年金  
死亡した加入者の子のある妻か子に支給

遺族基礎年金は、国民年金に加入中の、年齢基礎年金を受ける資格のある人、老齢基礎年金を受けている人が死亡した場合、その人の子のある妻または子に支給されます。子については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が対象になります。

障害基礎年金の額は定額で、障害の程度が1級の場合は100万5千300円2級の場合は80万4千200円が受けられます。

加入の3分の2以上保険料納付期間が必要です  
加入中の人が死亡した場合、加入期間のうち、保険料を納めた期間と保険料の免除を受けた期間を合わせた期間が3分の2以上必要です。ただし、平成18年4月1日以前に亡くなった場合は、死亡日の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければよいことになっています。

年金額は  
子が1人ある妻は103万5千600円、子1人が受ける場合は80万4千200円の年金が受けられます。子が2人以上いる場合、2人目の子に23万1千400円、3人目以降の子につき7万7千100円がそれぞれ加算されます(年金額は1年間分です)。

保険年金課(☎内線1493、1494)(☎内線2137、2138)



## 11月の休日診療

診療時間  
病院...午前9時~午後10時  
医院...午前9時~午後5時

医療機関(所在地・電話番号)
3日 佐々総合病院 (田無町4~24~15 ☎61-1535) ひばりヶ丘クリニック (谷戸町2~15~11高野ビル1F ☎22-2959)
4日 西東京中央総合病院 (芝久保町2~4~19 ☎64-1511) 石田クリニック (谷戸町1~23~13 ☎21-9905)
10日 田無病院 (緑町3~6~1 ☎61-2682) はしもとクリニック (谷戸町3~23~17 ☎25-3588)
17日 佐々総合病院 (田無町4~24~15 ☎61-1535) 小野医院 (田無町1~5~5 ☎61-0061)
23日 西東京中央総合病院 (芝久保町2~4~19 ☎64-1511) 指田医院 (田無町4~2~11 ☎61-1128)
24日 田無病院 (緑町3~6~1 ☎61-2682) 檜垣医院 (芝久保町1~11~10 ☎62-5521)

## ~西東京市休日診療所~

上記のすべての休日に診療を行っています。  
診療時間...午前10時~正午、午後1時~4時、5時~9時  
場所...保谷保健福祉総合センター2階(中町1~5~1 ☎64-1311内線2382)

## 11月の休日歯科診療

受付時間...午前10時~午後4時

医療機関(所在地・電話番号)
3日 浅沼歯科クリニック (芝久保町3~4~32 ☎63-5688) 田中歯科医院 (保谷町3~10~12サンユーハイツ ☎63-5651)
4日 布施歯科医院 (芝久保町2~14~15 ☎61-8761) 腰原歯科医院 (住吉町6~7~8 ☎22-2121)
10日 ニイヤマ歯科 (田無町6~6~31 ☎65-8666) 川島歯科クリニック (ひばりが丘北4~4~16~104 ☎21-5490)
17日 堀歯科医院 (田無町5~8~10ライオンズマンション田無第2 ☎66-4182) 泉台歯科医院 (泉町6~1~3 ☎21-4980)
23日 本町歯科 (田無町2~9~6野崎ビル201号 ☎62-4618) 樋口歯科医院 (保谷町3~11~24 ☎61-0551)
24日 浅野第三歯科診療所 (芝久保町2~19~12 ☎68-8714) 中村歯科医院 (保谷町3~6~17 ☎61-2743)